

議案第19号

佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり制定する。

平成29年8月28日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成10年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

時間		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
佐倉市西部地域福祉センター	会議室1	1,110円	1,480円	1,110円	3,700円
	会議室2	960円	1,290円	960円	3,210円
	会議室3	960円	1,290円	960円	3,210円
	研修室	1,110円	1,480円	1,110円	3,700円
	娯楽室1	910円	1,230円	910円	3,050円
	娯楽室2	820円	1,090円	820円	2,730円
	和室	370円	510円	370円	1,250円
佐倉市南部地域福祉センター	研修室1	1,150円	1,540円	1,150円	3,840円
	研修室2	1,150円	1,540円	1,150円	3,840円
	和室	1,150円	1,540円	1,150円	3,840円
	大広間	2,520円	3,360円	2,520円	8,400円
	作業室	910円	1,230円	910円	3,050円
	娯楽室1	430円	570円	430円	1,430円
	娯楽室2	430円	570円	430円	1,430円
	会議室1	370円	510円	370円	1,250円
会議室2	370円	510円	370円	1,250円	

別表第2中「210円」を「260円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日以後の佐倉市地域福祉センターの使用に係る利用料金の上限額について適用する。